

## ハマナツメ

### 1 種名

和名 ハマナツメ（被子植物双子葉類クロウメモドキ科）

学名 *Paliurus ramosissimus*

### 2 概要

東海以西の本州、四国、九州、琉球列島、濟州島、中国、インドシナ等の海岸近くの湿性地に分布する。分布北限である静岡県の生育地は埋め立てにより消滅し、三重県が現在の北限地となっている。海岸や河川の開発行為などにより減少している。

### 3 指定要件

県内における生育地面積は 6 平方 km 以下であり、生育地が過度に分断され、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第 19 条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500 平方 km 未満又は生息地等の面積が 50 平方 km 未満であると推定される場合において、イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。

ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。  
を満たすこと」に該当する。

### 4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係）

条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。

- (1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合
- (2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合
- (3) 適切な栽培施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合

### 5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係）

条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。

### 6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号）

規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、次のとおりとする。

- (1) 三重県内の地方公共団体及び学術団体が行う絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（レッドリスト）の作成を目的とした生息・生育状況調査において、本種に関する専門的知識を有する者が、必要最低限の捕獲等を行う場合
- (2) 三重県生物多様性保全アドバイザーに登録する本種に関する専門的知識を有する者が、生息・生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合
- (3) 三重県内の博物館及び博物館相当施設に所属する本種に関する専門的職員が、生息・生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合
- (4) 教育を目的とした生息・生育状況調査において、本種に関する専門的知識を有する者の立ち会いの下、観察等のために一時的又は部分的な捕獲等（殺傷、個体の存続若しくは原形の維持に支障を及ぼす程度の損傷、飼育、栽培、移動又は移植を除く。）を行う場合